

## 障害者差別解消法の施行に向けた島根県の取組(案)について

### 1 基本的な方針

平成27年2月24日に閣議決定した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」に従い、国の各省庁において制定される「対応要領」を参考として「職員向け対応要領」を定めるとともに、職員への研修啓発や相談体制の整備を進めるなど、平成28年4月1日の法施行に向けた対応を進める。

### 2 ひとつの自治体としての県の取組

#### (1) 対応要領の作成

##### ① 記載事項

##### ア 趣旨

障害者差別解消法第10条の規定に基づき、島根県職員が適切に対応するための基本的事項を定める。

#### イ 障がい者を理由とする不当な差別的取扱い・合理的配慮の基本的な考え方及び具体例

##### ・対象となる障がい者

身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」という。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。

##### ・不当な差別的取扱いの基本的な考え方

障がい者に対して、正当な理由なく、障がい者を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は、提供にあたって場所・時間帯などを制限する、障がい者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障がい者の権利利益を侵害することを禁止する。

[例]・障がいがあることを理由として、窓口対応を拒否する

- ・障がいがあることを理由として、来庁時に付き添い者の同行を求める
- ・施設内に、身体障がい者補助犬を同伴することを拒否する

##### ・正当な理由の判断の視点

正当な理由とは、その取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合。個別の事案ごとに具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要となる。

- ・合理的配慮の基本的な考え方

事務又は事業を行うに当たり、個々の場面において、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去するための、必要かつ合理的な取り組み。

[例]・段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする

- ・筆談、読み上げ、手話などのコミュニケーション手段を用いる
- ・知的障がい者から申し出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応する

- ・過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的な場面や状況に応じて、総合的・客観的に判断することが必要である。過重な負担に当たると判断した場合は、障がいのある人にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

- ・事務又は事業への影響の程度（事務又は事業の目的、内容、機能を損なうか否か）
- ・実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的体制上の制約）
- ・費用負担の程度

## ウ 相談体制の整備

職員による障がいを理由とする差別に関する、障がい者及びその家族その他の関係者からの相談等に適切に対応するため、相談窓口を設置する。

## エ 職員への研修・啓発

職員一人ひとりが障がい者に対して適切に対応し、また、障がい者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するためには、法の趣旨や様々な障がいの特性を理解することが必要であることから、職員に対し各種研修等を実施し、障がいに関する理解の促進を図る。

### ② 意見聴取

対応要領を作成するにあたって、障がい者その他の関係者の意見を反映させるために障がい者施策審議会委員へ意見聴取を行うとともに、パブリックコメントを実施する。

## (2) 職員の理解促進のための取組

- ・庁内幹部会議を通じた各所属への周知徹底
- ・各所属長に対する研修会の実施
- ・新規採用職員研修における研修の実施
- ・各職場研修における「あいさポーター研修」の実施

### 3 県内の差別の解消に向けた取組

#### (1) 相談及び紛争の防止等のための体制整備

障がい者差別の解消を効果的に推進するためには、相談等に的確に応じることが必要であり、相談等に対応する際には、障がい者の性別、年齢、状態等に配慮することが重要である。このため、既存の機関等を活用・充実し、相談窓口を明確にするとともに、関係する職員の資質の向上などを図る。

#### (2) 啓発活動

障がい者差別については、県民一人ひとりの障がいに関する知識・理解の不足、意識の偏りに起因する面が大きいと考えられることから、関係機関と連携して、啓発活動に積極的に取り組み、県民の障がいに関する理解の促進を図る。

##### ア あいサポート運動の推進強化

- ・企業、ボランティア団体等への「あいサポーター研修」実施の働きかけ
- ・県内各地での該当啓発活動、各種媒体を活用した広報
- ・小学生向け資料を活用した学校との連携推進

##### イ 「えほん障害者権利条約」の学校図書館等への配布

- ・配布先：県内小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、県・市立図書館ほか
- ・配布数：約500冊
- ・配布時期：平成27年8月

##### ウ 「障がい者の権利を考えるつどい」の開催

- ・開催日：平成27年11月15日(日)
- ・場 所：浜田市野原町 いわみーる401研修室
- ・内 容：講演Ⅰ 演題 映画「ゆずり葉」に込められた思い  
講師 貴田みどり氏（女優）  
講演Ⅱ 演題 障がい者差別とは何か～知らないではすまされない～  
講師 藤井克徳氏（日本障害者協議会代表）  
※「えほん障害者権利条約」の著者

##### エ 障害者週間における街頭啓発活動の実施

- ・日 時：平成27年12月3日(木) 7：15～8：15
- ・場 所：J R松江駅前  
※県内各地での実施について関係機関に依頼

##### オ 県立図書館での関連図書の展示

- ・開催時期：12月

### **(3) 差別解消支援地域協議会**

#### **① 設置の目的**

地域の関係機関が、障がい者差別に関する相談等について情報を共有するとともに、当該事例を踏まえた協議の結果に基づき、それぞれが自らの役割に応じて、当該事案の解決のための取組や類似事案の発生の防止等の障がい者差別解消のための取組を行うネットワークとして、差別解消支援地域協議会を設置する。

#### **② 協議会の役割**

- ・適切な相談窓口を有する機関の照会、具体的な対応例の共有・協議、構成機関等による調停やあっせんを含む様々な取組みによる紛争の解決、複数機関での紛争解決等に対応することへの後押し
- ・紛争解決に至った事例や合理的配慮の好事例等の照会・分析による、構成機関等における業務改善、事案発生予防
- ・一般私人による事案は、地域協議会における情報共有の対象外とするが、環境の整備に関する相談や制度等の運用に関する相談については、情報共有の対象
- ・個別事案ごとに差別か否かの判断を行うことまでは想定されない

#### **③ 想定される地域協議会の構成機関等（国の設置・運営暫定指針）**

国の機関	法務局、労働局等
地方公共団体	障がい者施策主幹部局、都道府県福祉事務所、保健所、精神保健福祉センター、都道府県消費生活センター、教育委員会、学校、都道府県警 等
当事者	障がい者団体、家族会 等
教育	校長会、PTA連合会 等
福祉等	都道府県社会福祉協議会、民生・児童委員協議会、福祉専門職等団体、社会福祉施設等団体、障害者就業・生活支援センター 等
医療・保健	医師会（医師）、歯科医師会（歯科医師）、看護協会（保健師、看護師）、医療機関 等
事業者	商工会議所、経営者協会、公共交通機関、特例子会社 等
法曹等	弁護士会、司法書士会 等
その他	学識経験者、新聞社、放送局 等